

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【平成26年7月策定】

参考資料1 令和6年3月15日開催
「児童生徒の自殺予防に関する調査研究
協力者会議」(令和5年度第3回)資料5

平常時の備え

【学 校】「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」と本指針を参考に、事後対応と基本調査ができるように、
平常時より組織体制を整備

【設置者】研修や専門家の助言を得られる体制の整備（人材バンク）など、危機対応の体制整備

【都道府県教育委員会】研修、人材確保、規模の小さな地域の支援

自殺又は自殺が疑われる事案の発生

全件

基本調査

【調査時期】事案発生（認知）したその日から着手
【調査主体】学校を想定（設置者の指導・支援を受ける）
【調査内容】自殺に至る過程の分析評価ではなく、あくまで事実関係を整理するもの

1. 学校関係者のみで対応可能な調査
 - ① 遺族との関わり・関係機関との協力・連携、
 - ② 指導記録等の確認、③ 全教職員聴取（3日以内）、
 - ④ 亡くなった子供と関係の深い子供への聴取
2. 情報の整理
3. 整理した情報を設置者に報告
4. 基本調査で把握できた情報等を遺族に提供

詳細調査
移行の判断

設置者が判断（少なくとも次の場合は移行）

- ① 学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合
- ② 遺族の要望がある場合
- ③ その他必要な場合

詳細調査

【調査主体】学校又は学校の設置者が、弁護士、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織を設置して行う
【調査内容】事実関係の確認のみならず、それらの事実の影響など自殺に至る過程の分析評価を可能な限り行う

- <事前に遺族に説明を行う事項>
- ① 調査組織の構成
 - ② 調査方法と調査事項
 - ③ 遺族等に対する調査結果の説明（時期、内容、資料等）
 - ④ 調査結果の公表（加害者、他の生徒・保護者、報道機関）と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【詳細】

基本調査について

- 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、**全件を対象とする基本となる調査**であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。
- 設置者の指導・支援のもと、**基本調査の主体は学校を想定（全教職員からの聴き取りや指導記録等の確認を行うなど得られた情報を整理する）**。

詳細調査への移行の判断について

- 設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。この際、**第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい**。
- 全件移行することが望ましいが、難しい場合は、**少なくとも次の場合に詳細調査に移行する**。
 - ア) 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人関係等）が背景に疑われる場合
 - イ) 遺族の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合
- 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられる。
- 調査組織が平常時から設置されていないような場合には、組織立ち上げには相応の時間を要することが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある。このため、移行の判断にあわせて、アンケート調査や聴き取り調査を、調査組織による詳細調査に先行して、緊急的に実施するかどうかを判断。

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【詳細】

詳細調査について

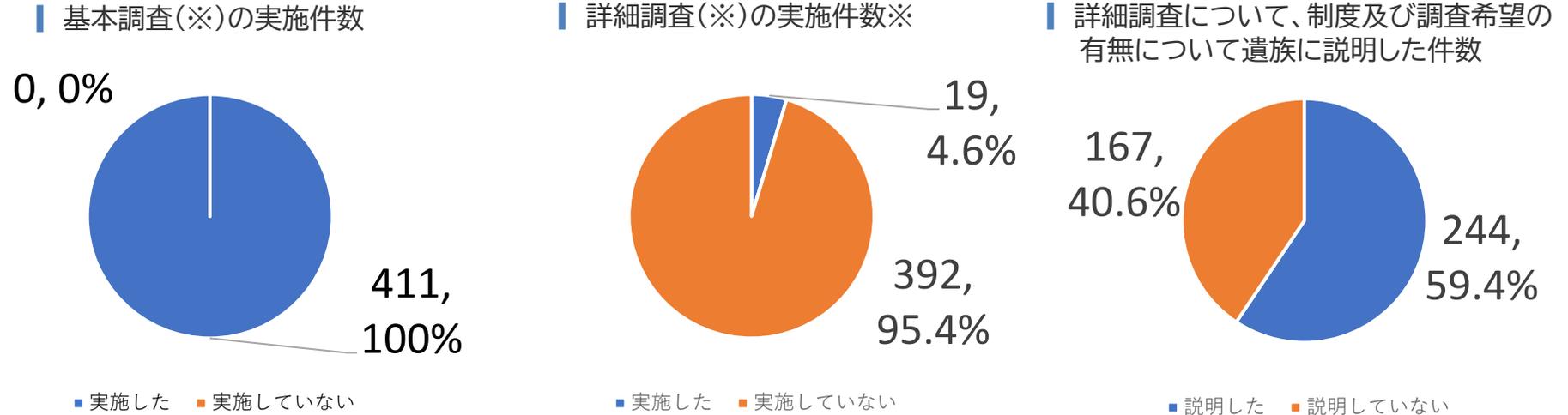
- 基本調査等を踏まえ必要な場合に、**心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織**において行う、より詳細な調査。**事実関係の確認のみならず、自殺に至るまでの過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。**
- 調査の主体は、学校又は学校の設置者が考えられるが、公立学校にあっては、特別の事情がない限り、学校の設置者が主体となる。
- 自殺に至る過程や心理の検証には高い専門性が求められることから、**中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織で「詳細調査」を実施すべき。**この調査組織の構成は、職能団体等からの推薦によるなど、公平性・中立性を確保することが必要。

詳細調査の進め方について

- 詳細調査は、①基本調査の確認、②学校外の関係機関への聴き取り、③状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査、④遺族からの聴き取り等を行う。
- 子供の自殺を防げなかったことの考察などを踏まえて、課題を見つけ出すとともに、子供を直接対象とする自殺予防教育の実施を含め、今後の改善策を可能な範囲でまとめる。
- **自殺の事実を伝えて子供に対する調査を行う場合は、遺族の了解、児童生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提。**

背景調査の指針に基づいた対応状況

- 令和4年度問題行動等調査の際、追加で都道府県教育委員会に対して、報告のあった児童生徒の自殺411件について背景調査の指針に基づく対応状況を始めて調査。



- 令和4年度調査で報告のあった事案について、基本調査は全件実施された。
- 詳細調査の実施件数(いじめ重大事態調査で代替したものを含む。)は、19件(4.6%)であった。
- 詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数は、244件であり、全体の59.4%だった。
- 詳細調査へ移行しなかった理由としては、基本調査で当該事案について全容が解明でき、学校生活に起因する要素がないことが確認でき、遺族が詳細調査を希望しなかったこと等があげられた。
- 詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明しなかった理由としては、基本調査で当該事案について概要を把握でき、詳細調査の説明以前に遺族から基本調査よりも精緻な調査を希望しない旨の申し出があったこと等があげられた。

※基本調査:自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生(認知)後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査

※詳細調査:基本調査等を踏まえ必要な場合に、弁護士や心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行う、より詳細な調査

※いじめ重大事態調査で代替した調査を含む

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の見直しについて

- いじめの重大事態調査については、今年度から教育委員会等を通じて重大事態の実態把握や分析等を行い、重大事態調査の運用改善に向けてガイドライン等国の指針の見直しに向けた議論が進んでいるところ。
- 背景調査の指針についても、前回の改訂（平成26年）から10年が経過する中、児童生徒の自殺の状況や学校を取り巻く環境が変化する中、見直しに向けた議論が必要ではないか。
- 次年度以降見直しの議論を進めるに当たってどのような点に課題があるか実態把握とともに議論が必要。

＜背景調査の指針についてこれまで指摘されている課題＞

- 基本調査では、学校が把握している情報の整理等を行うことになっているが、調査・整理すべき事項を具体化する必要がないか。
- 詳細調査への移行について、必ず移行すべき事案として、①学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合、②遺族の要望がある場合、③その他必要な場合と示しているが、自殺の要因は複合的である場合が多く、様々なケースが考えられる中で、実態を踏まえつつ見直すべきではないか。
- 基本調査結果・詳細調査の意向確認等遺族への説明等は学校が行うこととなっている中で、説明事項リストやチェックリスト等で指針に沿った対応を徹底すべきではないか。
- 詳細調査において何をどの程度明らかにするのか、標準的な調査事項を含め詳細調査の進め方や調査事項を具体的に盛り込むことができないか。